

株式交換に係る事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項および会社法施行規則第 193 条に定める書面)

2024 年 5 月 22 日

大阪市中央区道修町一丁目 7 番 1 号

コニシ株式会社

株式交換に係る事前開示書面

コニシ株式会社（以下、「当社」といいます。）および丸安産業株式会社（以下、「丸安産業」という。）は 2024 年 6 月 30 日をもって、当社を完全親会社、丸安産業を完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を実施いたします。

本株式交換に関する会社法第 794 条第 1 項および会社法施行規則第 193 条に定める事前開示事項は、次のとおりです。

1. 株式交換契約の内容（会社法第 794 条第 1 項）

当社および丸安産業が 2024 年 5 月 22 日付で締結した株式交換契約の内容は別紙 1 のとおりです。

2. 会社法第 768 条第 1 項第 2 号および第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 1 号）

（1）交換対価の総数または総額の相当性に関する事項

会社法第 768 条第 1 項第 2 号および第 3 号に掲げる事項についての定め相当性、交換対価の総数または総額の相当性に関する事項は、別紙 2 のとおりです。

（2）株式交換完全親会社の資本金および準備金の額の相当性に関する事項

当社の資本金および準備金の額は、会社法第 445 条第 5 項による委任を受けた会社計算規則第 39 条の定める額の範囲内で定めており、相当であります。

3. 会社法第 768 条第 1 項第 4 号および第 5 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 2 号）

当社は新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社についての事項（会社法施行規則第 193 条第 3 号）

（1）最終事業年度にかかる計算書類等の内容

丸安産業の最終事業年度に係る計算書類等の内容は、別紙 3 のとおりです。

(2) 株式交換完全子会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 株式交換完全子会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 株式交換完全親会社に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 4 号）

(1) 株式交換完全親会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

6. 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等

該当事項はありません。

7. 会社法第 799 条第 1 項の規定により株式交換について異議を述べることができる債権者があるときは、株式交換が効力を生ずる日以後における株式交換完全親会社の債務（当該債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 193 条第 5 号）

会社法第 799 条第 1 項の規定により株式交換について異議を述べることができる債権者はありません。

2024 年 5 月 22 日

大阪市中央区道修町一丁目 7 番 1 号
コニシ株式会社
代表取締役社長 松端 博文

以上

別紙 1

株式交換契約書

コニシ株式会社（以下「甲」という。）と丸安産業株式会社（以下「乙」という。）とは、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本件株式交換」という。）を行うため、次のとおり契約を締結する。

（株式交換）

第1条 甲及び乙は、本件株式交換により、乙（商号：丸安産業株式会社、住所：大阪市中央区道修町1丁目7番1号）の発行済株式の全部を甲（商号：コニシ株式会社、住所：大阪市中央区道修町1丁目7番1号（登記上の本店所在地）大阪市中央区道修町1丁目6番10号）に取得させる。

（株式交換に際して交付する株式）

第2条 甲は、本件株式交換に際して、乙の株主（実質株主を含む。以下同じ。）に対し、その保有する乙の普通株式に代わる対価として、効力発生日の前日の最終の乙の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載又は記録された株主（甲を除く。）が保有する乙の普通株式の数の合計数に1.46を乗じて得た甲の普通株式を交付する。

（甲の資本金及び準備金の額）

第3条 甲は、本件株式交換により、資本金及び準備金を変動させないものとする。

（株式の割当て）

第4条 甲は、本件株式交換に際して、効力発生日の前日の最終の乙の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載又は記録された株主（甲を除く。）に対して、その株式に代わる株式として、その保有する乙の普通株式の数に1.46を乗じて得た数の甲の普通株式をもって割当交付する。

（効力発生日）

第5条 効力発生日は、2024年6月30日とする。ただし、本件株式交換の手の進行状況に応じて必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができるものとする。

（株式交換承認総会）

第6条 乙は2024年6月24日に、株主総会を招集し、本契約書の承認及び本件株式交換に必要な事項の決議を経るものとする。ただし、本件株式交換の手の進行状況に応じて必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができるものとする。

2 甲は、本件株式交換につき、株主総会の承認を得ないで株式交換をなすものとする。ただし、会社法第796条第3項の規定に基づき甲の株主総会の決議による本件株式交換の承認が必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本件株式交換の承認及び本件株式交換に必要なその他の事項に関する決議を求める。

（善管注意義務）

第7条 甲及び乙は、本契約締結後効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務の執行及び財産の管理を行い、その財産及び権利義務に重大なる影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議して合意の上実行するものとする。

(株式交換条件の変更及び本契約の解除)

第8条 本契約の締結日から効力発生日に至るまでの間において、天災事変その他の事由により、甲又は乙の資産若しくは経営状態に重要な変動が生じたときは、甲乙協議の上、本件株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

(本契約の効力)

第9条 本契約は、第6条に定める乙の株主総会の承認が得られないとき、又は法令に定める関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失う。

(協議事項)

第10条 本契約に定めるもののほか、本件株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

本契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

2024年5月22日

甲

住 所

コニシ株式会社

代表取締役社長

乙

住 所

丸安産業株式会社

代表取締役社長

別紙 2

会社法第 768 条第 1 項第 2 号および第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 1 号）

1. 本株式交換に係る割当ての内容

会社名	コニシ株式会社 (株式交換完全親会社)	丸安産業株式会社 (株式交換完全子会社)
株式交換に係る割当ての内容	1.46	1
株式交換により交付する株式数	普通株式：1,113,980 株(予定)	

(注 1) 株式の割当比率

丸安産業株式 1 株に対して、当社株式 1.46 株を割当交付します。ただし当社が保有する丸安産業株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

(注 2) 本株式交換により交付する株式数

当社は、本株式交換に際して、本株式交換により当社が丸安産業株式(ただし、当社が保有する丸安産業株式を除きます。)の全部を取得する時点の直前時の丸安産業の株主の皆様(ただし、当社を除きます。)に対し、その保有する丸安産業株式に代わり、その保有する丸安産業株式の数の合計に 1.46 を乗じた数の当社株式を交付します。また、当社の交付する株式は、全てその保有する自己株式にて対応する予定であり、本株式交換における割当てに際して当社が新たに株式を発行する予定はありません。

(注 3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式(1 単元(100 株)に満たない数の株式)を保有する株主が生じることが見込まれますが、当社の単元未満株式を保有することとなる株主の皆様におかれましては、下記の制度をご利用いただくことができます。

- ① 単元未満株式の買取制度(単元未満株式の売却)：会社法第 194 条第 1 項の定めに基づき、当社に対し自己の保有する単元未満株式の買取りを請求することができます。
- ② 単元未満株式の買増制度(1 単元への買増し)：会社法第 194 条第 1 項の定めに基づき、当社が買増しの請求に係る数の自己株式を有していない場合を除き、保有する単元未満株式の数と併せて 1 単元株式数(100 株)となる数の株式を当社から買い増すことができます。

(注 4) 1 株に満たない端数の処理

本株式交換により交付する株式に当社の 1 株に満たない端数の割当てを受けることとなる丸安産業株主に対しては、会社法第 234 条の規定に基づく処理を行います。

2. 本株式交換に係る割当ての内容の考え方

(1) 当社株式の株式価値の算定方法

当社株式については、当社が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法(2024 年 5 月 13 日を算定基準日とし、算定基準日を含む直近 3 ヶ月間の終値の単純平均法に基づき算定)を用いて算定いたしました。その結果、当社株式の 1 株当たり株式価値は以下のとおりです。

算定方式	算定結果
市場株価平均法	1,462 円

(2) 丸安産業株式の株式価値の算定方法

両社は、丸安産業株式の株式価値を算定するに際し、その公平性・妥当性を確保するため、丸安産業の財務状況、今後の事業環境および過去の実績に基づき、慎重に協議の上、株式価値算定のための将来の利益見通しを設定しました。

両社は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法(以下、「DCF 法」)を用いて、丸安産業株式の 1 株当たりの株式価値を算出しました。両社は当該株式価値が、上記の将来の利益見通しに基づいて算出されたも

のであることから妥当であると判断しました。なお、DCF法において使用した丸安産業の利益見通しについては、大幅な増減益を見込んでおりません。

算定方式	算定結果
DCF法	2,146円

(3) 株式交換比率

両社は、上記(1)および(2)で算出した当社株式の株式価値と丸安産業株式の株式価値を基に慎重に交渉および協議を重ねた結果、本株式交換の株式交換比率を2. (3)記載の比率のとおり合意しました。

(4) 上場廃止となる見込みおよびその事由

本株式交換により、当社は株式交換完全親会社となり、また株式交換完全子会社となる丸安産業は非上場のため、該当事項はありません。

別紙 3

第86期

2023年 4 月 1 日から
2024年 3 月31日まで

丸安産業株式会社

貸借対照表

(2024年 3 月 31 日現在)

(単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
〔資産の部〕		〔負債の部〕	
流動資産	4,449,368,445	流動負債	2,784,946,519
現金及び預金	1,648,094	支払手形	105,993,495
受取手形	1,162,341,100	買掛金	2,544,163,553
売掛金	2,082,852,544	未払金	22,348,899
商品及び製品	287,101,649	未払費用	6,221,320
前渡金	8,294,400	未払法人税等	45,427,400
前払費用	5,293,027	賞与引当金	35,200,000
TMS預け金	704,964,499	役員賞与引当金	13,420,000
未収入金	226,907,430	その他	12,171,852
その他	558,448		
貸倒引当金	△ 30,592,746	固定負債	496,577,960
固定資産	2,039,022,745	長期未払金	9,000,000
有形固定資産	26,755,598	退職給付引当金	150,134,575
建物及び構築物	13,525,608	繰延税金固定負債	337,443,385
工具器具及び備品	13,155,760		
土地	74,230	負債合計	3,281,524,479
無形固定資産	4,158,076	〔純資産の部〕	
ソフトウェア	2,924,550	株主資本	2,277,793,739
その他	1,233,526	資本金	100,000,000
投資その他の資産	2,008,109,071	利益剰余金	2,177,793,739
投資有価証券	1,840,941,609	利益準備金	25,000,000
関係会社株式	36,360,589	その他利益剰余金	2,152,793,739
従業員貸付金	2,900,524	別途積立金	1,800,000,000
差入保証金	103,220,699	繰越利益剰余金	352,793,739
敷金等	19,161,840	評価・換算差額等	929,072,972
その他	5,523,810	その他有価証券評価差額金	929,072,972
		純資産合計	3,206,866,711
資産合計	6,488,391,190	負債・純資産合計	6,488,391,190

損 益 計 算 書

(2023 年 4 月 1 日 から
2024 年 3 月 31 日 まで)

(単位:円)

科 目	金 額	額
売 上 高		5,355,507,115
売 上 原 価		4,479,480,590
売 上 総 利 益		876,026,525
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		637,119,187
営 業 利 益		238,907,338
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	968,269	
受 取 配 当 金	76,054,457	
仕 入 割 引	1,464,127	
為 替 差 益	2,144,373	
駐 車 場 収 入	12,300,000	
そ の 他	316,116	93,247,342
営 業 外 費 用		
そ の 他	17,506	17,506
経 常 利 益		332,137,174
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	856	856
税 引 前 当 期 純 利 益		332,138,030
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		107,286,419
法 人 税 等 調 整 額		3,275,068
当 期 純 利 益		221,576,543

(注) 2022年3月期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日公表分)を適用しております。また、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従って適用しております。

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位:円)

	株 主 資 本					株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	利益準備金	その他 利益剰余金	
2023年4月1日残高	100,000,000	-	-	25,000,000	1,996,217,196	2,121,217,196
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	-	-	-	-	△65,000,000	△65,000,000
当期純利益	-	-	-	-	221,576,543	221,576,543
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	156,576,543	156,576,543
2024年3月31日残高	100,000,000	-	-	25,000,000	2,152,793,739	2,277,793,739

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
2023年4月1日残高	792,106,190	2,913,323,386
事業年度中の変動額		
剰余金の配当	-	△65,000,000
当期純利益	-	221,576,543
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	136,966,782	136,966,782
事業年度中の変動額合計	136,966,782	293,543,325
2024年3月31日残高	929,072,972	3,206,866,711

(注) その他利益剰余金の内訳

	別途積立金	繰越利益剰余金	合計
2023年4月1日残高	1,650,000,000	346,217,196	1,996,217,196
事業年度中の変動額			
剰余金の配当	-	△65,000,000	△65,000,000
別途積立金の積立	150,000,000	△150,000,000	-
当期純利益	-	221,576,543	221,576,543
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	-	-	-
事業年度中の変動額合計	150,000,000	6,576,543	156,576,543
2024年3月31日残高	1,800,000,000	352,793,739	2,152,793,739

販売費及び一般管理費

(単位:円)

科 目	金 額
運賃倉庫料	12,193,072
広告宣伝費	4,304,910
交際費	15,578,439
販売手数料	12,289,156
輸出入諸掛	71,913,655
貸倒引当金繰入	-4,015,686
給料手当	236,467,921
賞与	31,728,549
通勤費	8,359,949
賞与引当金繰入	35,200,000
退職給付費用	12,382,048
役員賞与引当金繰入	13,420,000
法定福利費	56,490,542
福利厚生費	11,664,417
旅費交通費	38,139,036
通信費	6,147,665
消耗品費	78,496
事務用品費	2,830,112
水道光熱費	2,068,403
保険料	1,458,130
修繕費	9,709,010
新聞図書費	553,205
新地代家賃	35,159,796
支払手数料	3,648,966
諸会費	384,500
租税公課	2,037,952
減価償却費	9,594,449
リース料	1,933,202
報酬	1,468,000
調査費	1,044,348
環境管理費	2,886,945
合 計	637,119,187

個別注記表

重要な会計方針

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 棚卸資産

商品および製品……………主として、総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 有価証券

(イ) 関係会社株式……………移動平均法による原価法

(ロ) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)……………定率法

ただし、1998年4月1日以降に新規に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物……………10年から15年

工具器具及び備品……………5年から15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 重要な引当金の計上方法

(1) 貸倒引当金……………売上債権および貸金等の貸倒損失に備えるため、一般債権に

ついては貸倒実績率および法人税法の規定による法定繰入率を適用計上し、また貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

(3) 役員賞与引当金……………役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当期末における自己都合退職金要支給額および年金資産(中小企業退職金共済制度)の見込額に基づき計上しております。

4. 収益および費用の計上基準

商品または製品の販売に係る収益は、主に卸売または製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品または製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、出荷時から当該商品等の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であるため、商品等を出荷した時点で顧客に当該商品等に対する支配が移転したと判断し、主に出荷時点で収益を認識しております。

当社が代理人として商品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識しております。

5. 外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権および債務は、事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

株主資本等変動計算書の注記

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,000,000	-	-	2,000,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年5月23日 定時株主総会	普通株式	65,000	32.50	2023年3月31日	2023年5月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度末日後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年5月17日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	66,000	33.00	2024年 3月31日	2024年 5月18日

丸安産業株式会社

代表取締役社長 野田 昌治 殿

監査報告書

私 監査役は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第86期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査役は、取締役および使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めると共に、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿またはこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 事業報告およびその附属明細書は法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

計算書類およびその附属明細書は、会社の財産および損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2024年4月23日

丸安産業株式会社

監査役 中谷 光宏 ㊞

以 上